

第7編 伊那中央病院メディカルシミュレーションセンター規程

伊那中央病院メディカルシミュレーションセンター規程

平成26年4月1日

訓令第3号

改正 平成30年1月1日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規定は、伊那中央病院メディカルシミュレーションセンター（以下「iMSC」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 常に新しい医療とエビデンスに基づいた適正な医療を患者に提供するためには医療者のたゆまぬ技能向上及び課題対応能力向上が必要である。そのために、全職員の研修・教育を行う場として、また、地域における医療関係者・学生の研修・教育、地域住民への啓発を行う場としてiMSCを設置する。

(組織)

第3条 iMSCに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 必要に応じて医師、看護師、コメディカル、事務

2 センター長は、院長が指名する。

3 副センター長は、運営委員の中からセンター長が指名する。

(業務)

第4条 iMSCは、生涯学習の場として、地域医療を支える当院職員及び地域の医療関連機関・教育機関・地域住民等を受け入れ、基礎医療から先進医療に至る診断法、治療法、予防法の知識・技術等を習得させ、地域医療に貢献できるような学習を促すための研修を行うほか、各種資格認定に必要な業務を行う。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

4 第3条第1項第3号に規定する職員は、センター長の指示により業務に従事する。

(使用対象者)

第5条 iMSCの使用者は、下記のとおりとする。

第7編 伊那中央病院メディカルシミュレーションセンター規程

- (1) 当院の全職員
- (2) iMSCセンター長より許可を受けたもの

(使用日時)

第6条 センターが使用可能な日時は以下のとおりとする。

- (1) 1年を通じて使用可能とする。
- (2) 使用時間は原則7時から21時までとする。

(管理運営)

第7条 iMSCの管理運営は、iMSC運営委員会が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月1日訓令第2号）

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。